

議案第 7 号

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例(昭和 42 年加西市条例第 52 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 21 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5 千円」を「30 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5 千円」を「56 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(審議資料)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 32 号）が令和 7 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定基準を改正するもの。

【概 要】

(1) 国民健康保険税の課税限度額の改正

課税区分	現 行	改正案
基礎課税額（医療）分	<u>6 5 万円</u>	<u>6 6 万円</u>
後期高齢者支援金等課税額分	<u>2 4 万円</u>	<u>2 6 万円</u>
介護納付金課税額分	1 7 万円	1 7 万円 (現行のとおり)
合 計	<u>1 0 6 万円</u>	<u>1 0 9 万円</u>

(2) 軽減判定基準の改正

	現 行	改正案
5割軽減	43万円＋ <u>29.5万円</u> ×（被保険者数及び特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の人数－1）	43万円＋ <u>30.5万円</u> ×（被保険者数及び特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の人数－1）
2割軽減	43万円＋ <u>54.5万円</u> ×（被保険者数及び特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の人数－1）	43万円＋ <u>56万円</u> ×（被保険者数及び特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の人数－1）